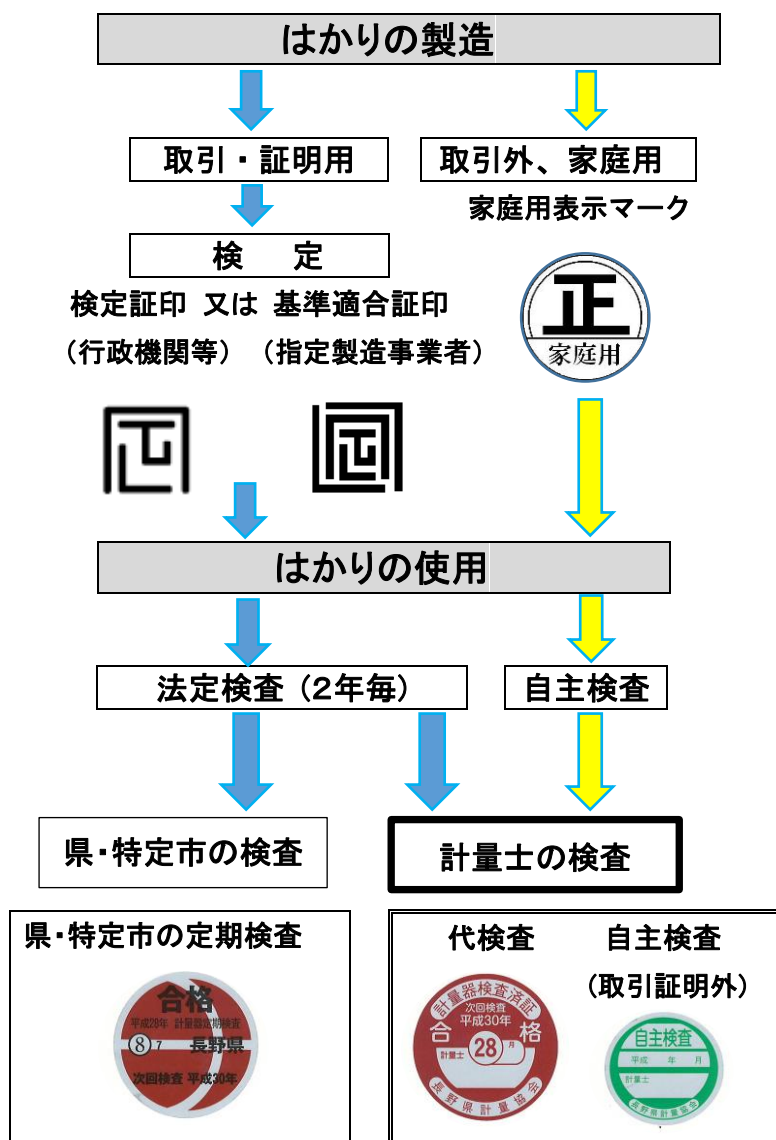


「はかり」は正確ですか？

計量協会が行うはかりの検査のご案内

「はかり」は正確な計量のために性能が一定水準に維持されることが必要です。取引や証明に使用される「はかり」は、2年に1回、県又は特定市（長野市、松本市、上田市、岡谷市）が行う「定期検査」を受けなければなりません。

長野県計量協会では、この「定期検査」に代えて、国家資格を持つ「計量士」による検査（「代検査」と言います。）を行っています。



正確な計量

1 検査の方法

- ・小型のはかり（最大能力が2トン以下）
日程を調整し、はかりが使用されている場所に計量士が出向いて行きます。
- ・大型のはかり（最大能力が2トンを超える）
トラックスケールを対象に、毎年1回(7~8月)県内を巡回して行きます。

2 検査の基準

計量法の規定に基づき構造及び器差の検査を行い、合否の判定をします。

3 検査料

はかりの種類、能力別に定める検査手数料と、出張管理費がかかります。

4 検査が終わったら

- ・合格ステッカーを、検査の種類に応じ添付します
- ・代検査を行ったはかりについては「証明書」を発行し、県・市町村に対する届出の手続きを行います。

5 検査を申し込むには

- ・計量協会に、電話などで次のことをお知らせください
①事業所、担当者のお名前 ②所在地 ③連絡先 ④はかりの種類、台数
⑤はかりの用途 ⑥今までの検査状況

◇ はかりの使用にあたっての注意点 ◇

- ① 堅い台、床の上などで使用してください。
- ② 水平を確認してください。
- ③ ゼロ点を合わせてください。
- ④ 載せ皿、載せ台などと他のものが接触していないか確認してください。
- ⑤ 静かに量って、衝撃を与えないでください。
- ⑥ 載せ皿や載せ台の中央で量ってください。
- ⑦ エアコンや扇風機などの風が当たらないようにしてください。
- ⑧ 針や数字が止まってから読み取ってください。

長野県計量協会のご案内

計量器の製造、修理、販売、適正計量管理事業所、計量証明事業所、計量士など計量関係に関わる会社、個人が会員となり、正しい計量の普及を図るための各種事業・検査を行っている民間団体です。

〒390-0852 長野県松本市島立 1020 (長野県松本合同庁舎内)

TEL : 0263-40-5230 FAX:0263-40-5231

URL : <http://nkeiryou.starfree.jp>

Mail : naganokeiryou@gmail.com (問合せ専用)